第１編　計画の基本的事項

1　計画策定の趣旨

●石川県環境総合計画は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（略称：ふるさと環境条例）の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として策定しているものです。

●本県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上を図るため、石川県環境総合計画に基づき、各取組を推進してきた一方で、近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

●国際社会においては、2022（令和４）年２月からのロシアによるウクライナ侵略により、エネルギー安全保障、食料安全保障、経済安全保障の重要性が再認識され、国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、供給の途絶・混乱への懸念と、世界及び地域の安定に影響を及ぼすリスクが増大しており、多くの欧州諸国では、そうした状況に対応して、再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げる等の対応を図っています。

さらに、中東情勢の変化による影響で、原油価格をはじめとするエネルギーコストの上昇が懸念されており、エネルギー安全保障の重要性がますます高まっている状況にあります。

●国内では、2024（令和６）年度に、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』を目的とした第六次環境基本計画が策定されたほか、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画が改定され、温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーを最大限導入する方針が新たに示されました。

そのほか、2022（令和４）年度には、生物多様性国家戦略2023−2030が策定され、2030年に向けた短期目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられたほか、2024（令和6）年度には、循環型社会形成推進基本計画が改定され、循環型社会の形成に向けたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を目指すこととされました。

●本県においては、トキをシンボルとして、生物多様性や里山里海の保全に取り組む中、2022（令和４）年 8 月にトキの放鳥候補地として能登地域が国において選定され、放鳥が実現されることとなったほか、2022（令和４）年９月１日には、2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指す「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、毎年 10 月 10 日を「いしかわゼロカーボンの日」と定めました。

また、2023（令和５）年９月には、社会のデジタル化やカーボンニュートラルの推進などの社会情勢の変化を踏まえ、これまで築きあげてきた石川の個性・魅力・基盤を継承し、さらに発展させることに加え、石川県の目指す姿から逆算し、石川県の進むべき方向性を示す新たな総合計画として石川県成長戦略を策定しました。



▲石川県成長戦略

こうした中、2024（令和６）年１月１日に、最大震度７を観測する地震（令和６年能登半島地震）が発生し、未曾有の大災害となりました。この地震により、上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などのインフラ施設に甚大な被害をもたらしたほか、能登の経済を支える産業にも大きな影響を及ぼしました。また、広範囲の液状化現象や地盤隆起など、過去に類を見ない地形変化も発生しました。

さらに、2024（令和６）年９月 21 日から 23 日にかけて、低気圧と前線による記録的な豪雨（令和６年奥能登豪雨）によって、奥能登地域を中心に河川の氾濫、土砂災害が発生しました。

●県では、地震を受け、2024（令和６）年６月に石川県創造的復興プランを策定し、環境分野のリーディングプロジェクトとして『自立・分散型エネルギーの活用などグリーンイノベーションの推進』や『トキが舞う能登の実現』等を掲げ、全庁を挙げて１日も早い復興に取り組んでいます。



▲石川県創造的復興プラン


▲令和６年能登半島地震


▲令和６年奥能登豪雨

- 本計画は、こうした社会情勢の変化に対応するため、国の第六次環境基本計画や県の成長戦略、創造的復興プラン等の諸計画に留意し、基本理念において、ウェルビーイングを掲げるとともに、国の地球温暖化対策計画や再生可能エネルギー基本計画の改定を踏まえ、県環境総合計画に県再生可能エネルギー推進計画を統合し、一体的に改定することとしました。

- 本県では、長年にわたって、豊かな自然の恩恵を享受しながら、暮らしや生業、文化を築いてきました。災害を経験し、改めて、自然、社会、経済の面から持続可能な仕組みを考え、本県が持つ類稀な価値をさらに磨きあげていくことが、将来にわたるウェルビーイングの向上に必要であると考えています。

2　計画の基本理念

●石川県成長戦略に掲げる、幸福度日本一の石川県の実現に向けて、本編［４　計画の構成］に示す、地球環境の保全・循環型社会の形成・自然と人との共生等の６つの分野を計画の柱として、本県の環境施策を総合的に展開し、**環境と経済が調和した持続可能な社会を構築**することで、**ウェルビーイングの向上**を図ります。

ウェルビーイング（Well−being）

Well（よい）と **being（状態）**からなる言葉で、世界保健機関（WHO）設立憲章前文の一節、Health（健康）を定義する部分で『「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが**満たされた**状態」にあることをいう』として使われています。

> 世界保健機関憲章（1946 年採択、1948 年発行）
> Health is a state of complete physical, mental and social **well−being** and not merely the absence of disease or infirmity.

国内においては、「個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好であることを意味する概念」として使われるなど**ウェルビーイング**の考え方に注目が集まっています。環境省においては、第六次環境基本計画において、環境基本法第１条の趣旨を踏まえ、環境保全を通じた「現在及び国民一人一人の生活の質、幸福度、**ウェルビーイング**、経済厚生の向上」を目的としており、こうした**ウェルビーイング**に寄与する環境施策を展開していくことが求められています。

> 環境基本法
> （目的）第一条　この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

3　計画期間と目標年次

●石川県環境総合計画は、2026（令和８）年度を計画推進の初年度とし、2030（令和 12）年度を目標年次とする、５年間の施策の体系や目標について示します。

環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内であっても、必要に応じて、随時計画の見直しを行います。

4　計画の構成

●本計画は、次の**２編**から構成されており、本県の最上位計画である石川県成長戦略の位置づけを踏まえ、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に寄与するものとして策定しております。



▶ 第１編　計画の基本的事項

計画策定の趣旨、基本理念、計画期間と目標年次、計画の構成、計画の推進と進行管理及び条例や法律との関係について示します。

▶ 第２編　計画推進のための取組

計画推進のための取組については、ふるさと環境条例の基本理念や基本方針を踏まえ、６つの柱（章）を立てて、それぞれの柱（章）ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指す環境の姿、取組の方向性、行動目標を示します。

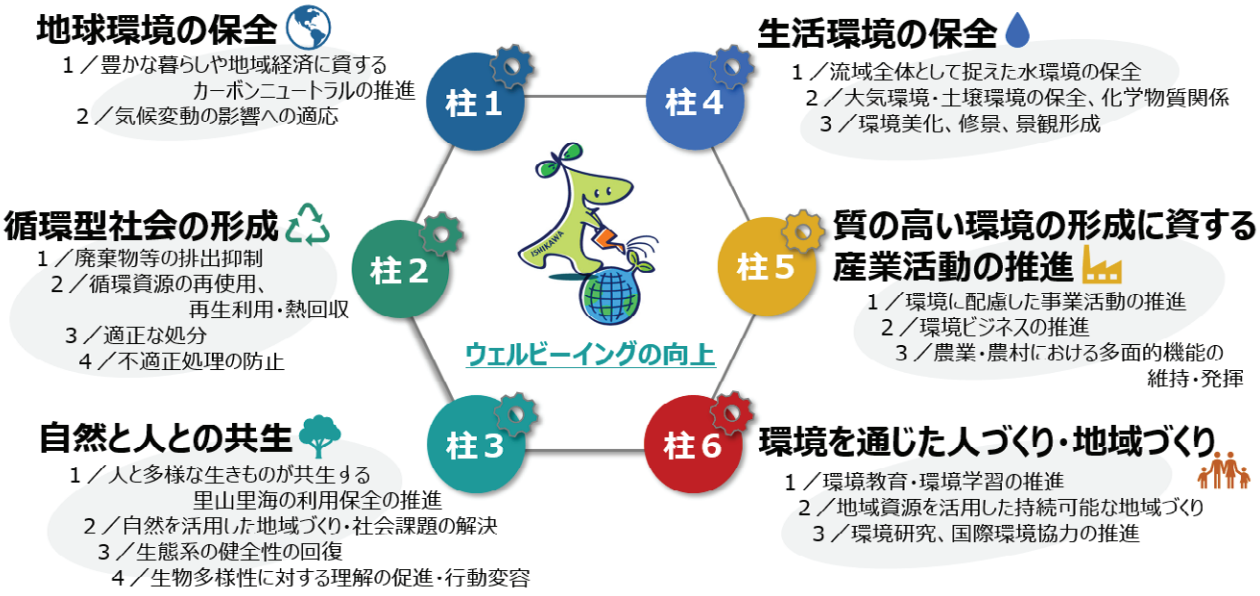
▶▶ 取組の６つの柱

地球環境の保全	**循環型社会の形成**	**自然と人との共生**	**生活環境の保全**
質の高い環境の形成に資する産業活動の推進			
環境を通じた人づくり・地域づくり			

●第１章から第４章は、環境関連の４分野を網羅し、第５章及び第６章は、分野横断的な事項としてまとめています。

各柱は相互に関連しあっており、それぞれの取組を着実に推進することにより、**ウェルビーイングの向上**を図ります。

▶▶ 柱ごとの体系



5　計画の推進と進行管理

●施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制（PDCA サイクル）によって、計画の施策を着実に進めていきます。

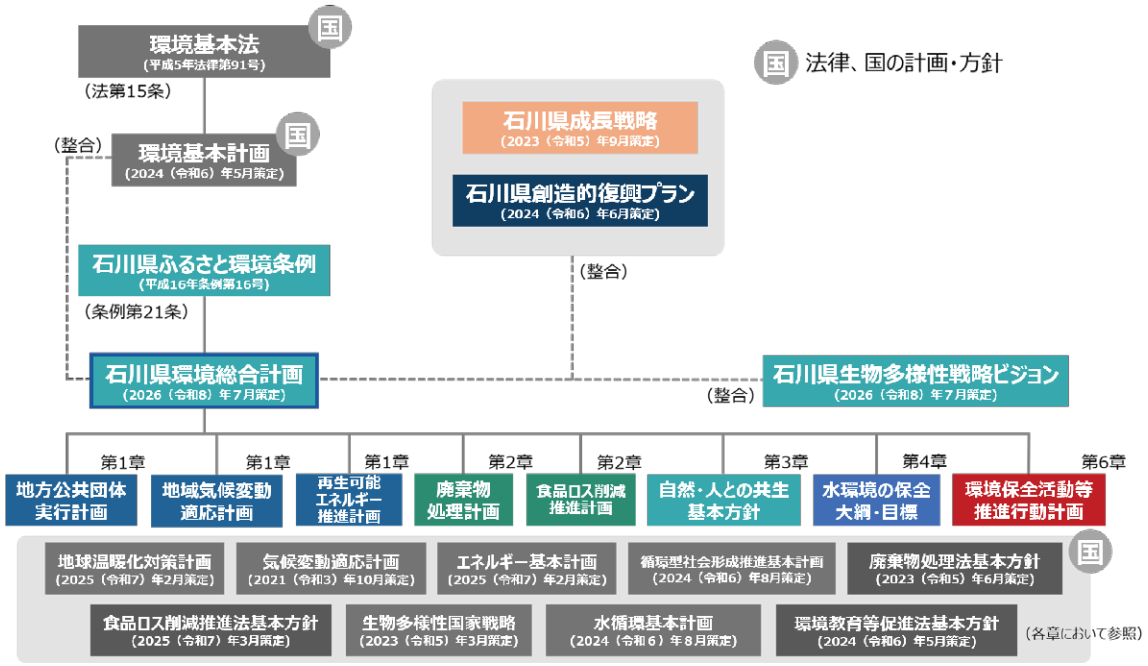
●計画（Plan） ・環境総合計画の策定・公表 ・取組の方向性等の決定	**●実施（Do）** ・計画に基づく取組の実施 （県における部局横断や県民、事業者、行政等各主体の協働・連携）
●見直し（Action） ・必要に応じた見直し ・環境審議会等意見の反映	**●点検・対処（Check）** ・進捗状況の点検 ・環境審議会への報告、意見聴取 ・環境白書等での公表

6　法律や条例との関係

●この計画は、

1）ふるさと環境条例第 21 条第２項第２号に規定する廃棄物処理計画
2）同項第３号に規定する地方公共団体実行計画
3）同項第４号に規定する地域気候変動適応計画
4）同項第５号に規定する自然と人との共生に関する基本方針
5）同項第６号に規定する環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画
6）同条例第 45 条に規定する流域全体としてとらえた水環境の保全に関する施策の大綱及び長期的な目標
7）食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条第１項に規定する食品ロス削減推進計画
8）石川県再生可能エネルギー推進計画

に位置付けます。



（参考）石川県環境総合計画の位置づけ（概要）